

令和6年3月25日
第6回茨城県地域医療対策協議会資料

資料6

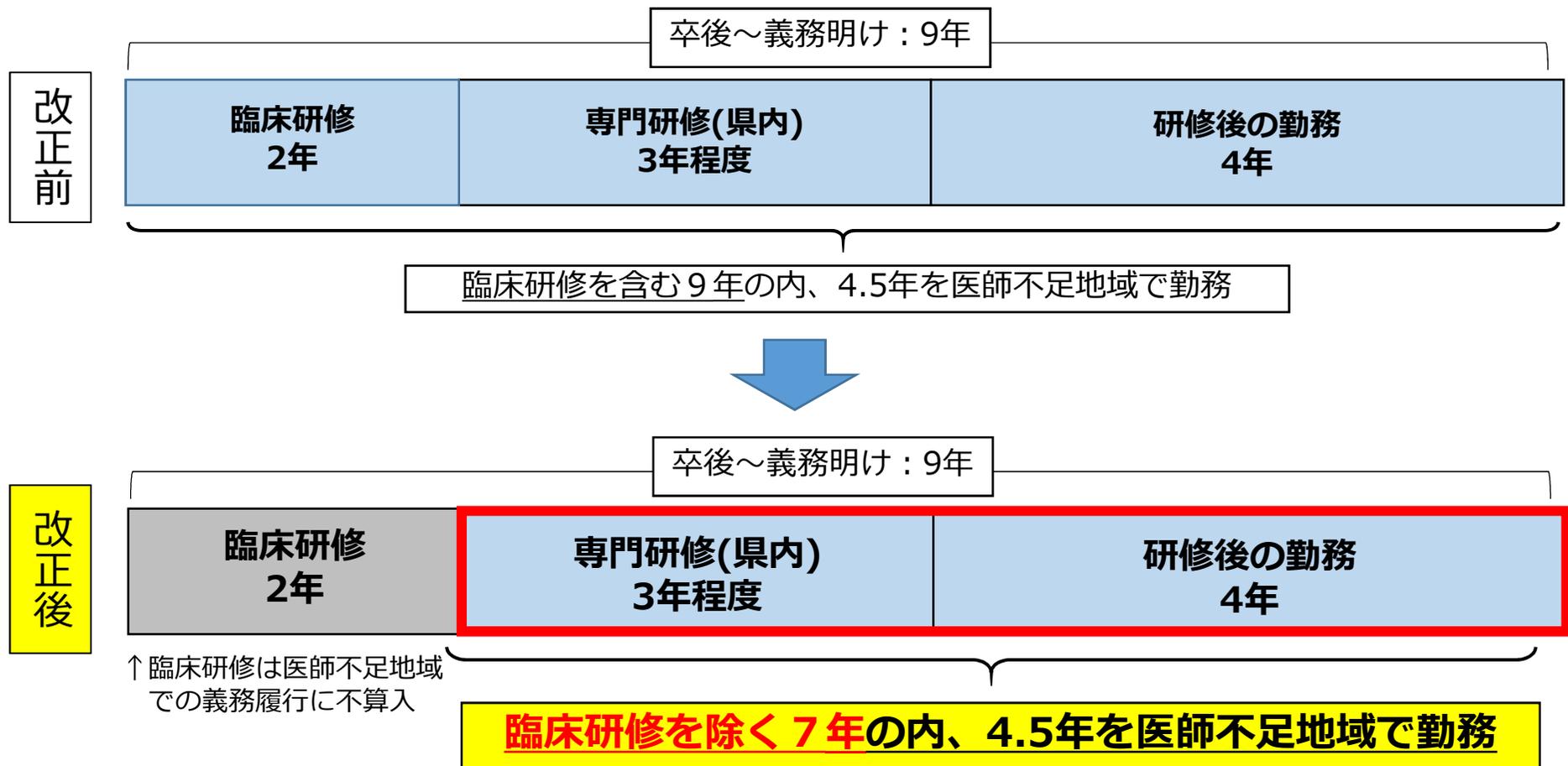
茨城県修学生・修学生医師向け キャリア形成プログラムの見直しについて(案)

令和6年3月
茨城県医療人材課

<令和7年度入学者向け>地域偏在解消に向けた制度改正案

■ 臨床研修修了後の7年のうち、4.5年を医師不足地域で勤務。

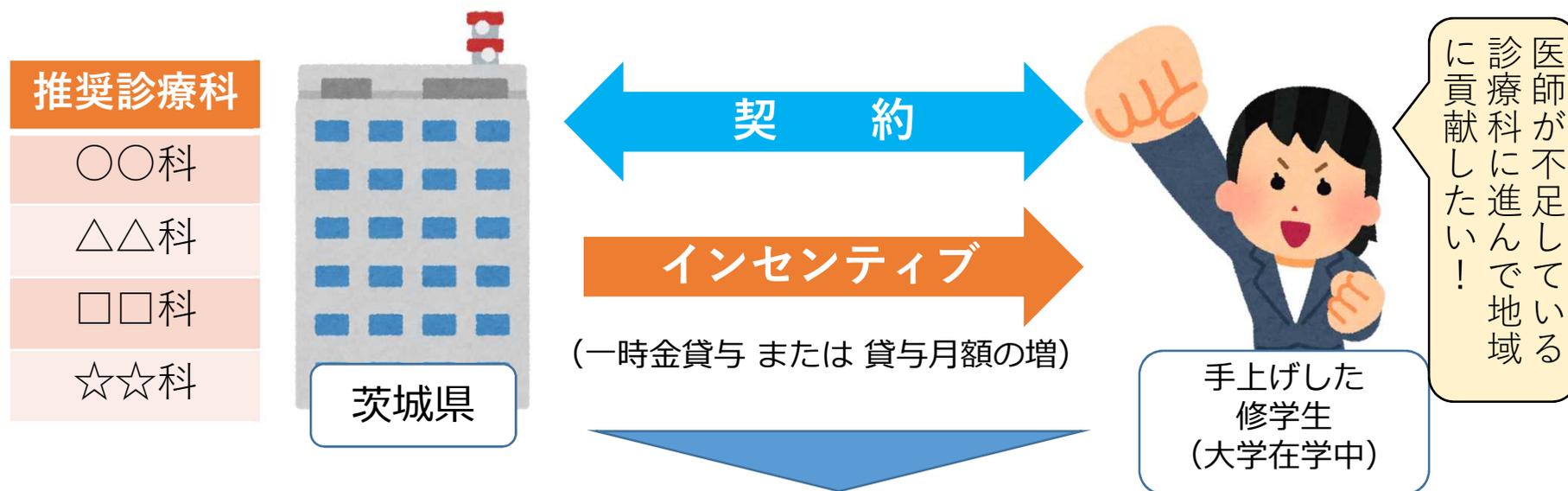
※臨床研修2年間は、勤務地域に関わらず、医師不足地域での義務履行期間に算入しない。



※この図において、専門研修については、義務期間内では基本領域の取得のみを想定（3年程度）

<令和7年度入学者向け>診療科偏在解消に向けた制度改革案

- データ等に基づき、将来、**特に確保が必要と見込まれる診療科を「推奨診療科」として設定。**
- **修学生**の中から、**大学在学中の手上げ**により、卒後の「推奨診療科」勤務に係る**契約を県と締結**。 ※「**診療科限定**」の入学枠ではない
- 対象修学生には**インセンティブを付与**。（一時金の貸与または貸与月額
の増）



県との契約締結後に、**「推奨診療科」以外の診療科を希望する場合には、インセンティブのみを返還。**（**地域枠の離脱にはならない**）

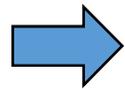
制度改革案にかかる地対協委員へのアンケート結果

○ 委員（24名）に対し、制度改革案に関するアンケートを実施。

▶ うち22名の委員から回答があり、

①従事要件の見直し ②推奨診療科の設定 いずれも、

「県の案どおり改正するのがよい」が多数（16票）となった。



県案のとおり、6月の県議会において条例改正をしたい。

<参考・県案に賛成いただいたご意見>

①従事義務の見直しについて

- ・従事義務の見直しに加え、将来かかりつけ医になれるよう、医師不足地域での勤務期間に、中小病院や診療所でも勤務する新たな仕組みを追加すべき。
- ・ミスマッチ解消に向けてのいい制度改革と考える。
- ・地域枠制度のミスマッチ解消に役立つ。ただ、医師が極端に不足している診療科は、医師不足地域での勤務義務を多少緩和してもよいと思う。

②推奨診療科の設定について

- ・不足する診療科への誘導は行った上で、どの診療科に進んでも、将来の医療需要からすると、総合的な診察能力が必要になるため、そのような能力を修得できる新たな仕組みが必要。
- ・修学生にデメリットが少なく、改正には賛成。ただし、県との契約締結後、希望変更がどの程度あったかの検証は必要。
- ・医師の実情を知らない学生の段階で選ばせるのは酷だが、インセンティブを付与し、返還も可能であればいい方法。

(参考) 県案に賛成いただいた委員以外の意見

① 従事要件の見直しに関する主な意見

- ・ 地域枠以外の修学資金貸与制度も不公平がないよう改正すべき。
- ・ キャリア形成を優先することで、義務明け後に不足地域に定着するような制度とすべき。
- ・ 専門研修修了までは、高機能で症例数も多い病院で研修すべき。
- ・ 専攻医が医師不足地域に集中し、受け入れは数的に困難ではないか。

② 推奨診療科の設定に関する主な意見

- ・ インセンティブは、税金の更なる投入であり、県民の声を聴くべき。
- ・ 推奨診療科を決定する基準を設定するのは難しいのではないか。
- ・ 筑波大だけでなく、他大学とも連携して医師を確保すべき。
- ・ よりよい勤務環境の整備が対応策としてよいのではないか。

「県の案どおり改正するのがよい」以外の回答をされた委員からのご意見についても、県の制度改革案と矛盾しないものが多かったため、賛成の委員から頂いた意見と併せ、今後の検討課題とさせていただきたい。

令和2年度以降入学者への対応

地域枠制度の許容範囲について、
国からの正式な回答は未だ無く、例外的措置を決定できない状況。

国への確認内容

- 「4年程度」とされる医師不足地域での勤務年数は、何年まで縮減可能か。
- 診療科ごとの拠点化の状況に応じ、医師多数区域に所在する拠点病院での勤務を、医師不足地域での勤務と同様に取り扱うことは可能か。
- 診療科ごとの拠点化の状況に応じ、医師多数区域の拠点病院で医師不足地域在住の患者を診療した場合、一定の係数等を用いて、医師不足地域での勤務として取り扱うことは可能か。
- 医師多数区域の拠点病院に所属しながら、医師不足地域の医療機関で外勤（非常勤勤務）を行った場合、一定の係数等を用いて、医師不足地域での勤務として取り扱うことは可能か。
(週1回の非常勤勤務を1年間継続→0.2年分としてカウントするなど)

国からの正式な回答を踏まえ、事務局において各診療科と調整後、次回地対協（4月末～5月を想定）にて、各診療科からのヒアリングを実施することとしたい。

今後の条例改正等の流れ

	令和2年度以降入学者への対応 (例外措置の設定)	令和7年度以降入学者への対応 (従事要件見直し/推奨診療科)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【地対協】 例外措置に係る診療科ヒアリング →決定後、各診療科において、例外措置を踏まえたプログラムを作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ (3月～) 地域枠設置大学へ制度改正の説明 ■ R7地域枠設置にかかる国意向調査へ回答。 ■ 【地対協】 具体的な推奨診療科を決定
5月		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【県議会】 例外措置に係る条例改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【県議会】 従事要件の変更及び推奨診療科の設定を可能にする条例改正
7月		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【地対協】 更新後のプログラムについて協議。 ⇒承認後、対象者に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県主催の受験生向け説明会にて受験生に周知 ■ R7地域枠設置について内示
9月		
10月		<ul style="list-style-type: none"> ■ R7地域枠設置について正式決定 ■ R7地域枠入試開始
11月		
12月		
1月	5年生（令和2年度入学者）の定期個別面談にて、従事要件を説明。	
2月		
3月		
4月		新制度の対象者が入学